

平成26年 9 月 11 日提出

薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

熊本市長 幸 山 政 史

薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本市保健衛生事務に関する手数料条例の一部改正)

第1条 熊本市保健衛生事務に関する手数料条例(平成12年条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

(熊本市開発許可の基準等に関する条例の一部改正)

第2条 熊本市開発許可の基準等に関する条例(平成13年条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表第2の10の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

(熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第89号)の一部を次のように改正する。

第18条第6号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第2条第16項」を「第2条第17項」に改める。

## 附 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

### (提出理由)

薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）の施行に伴い、関係条例の規定の整備をするため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。